



通信

通巻 188 号
平成 26 年 3 月



貯玉会員の利益保護（貯玉/メダルを守る）を第一義とする 「貯玉第三者管理（J-NETセンタ）」と「貯玉補償基金」

低貸し玉営業の普及等に伴い、貯玉/メダル・再プレーシステムを導入して、第三者貯玉保証管理制度に契約するホールは増加しており、また貯玉補償基金加盟店においては、平成 26 年 1 月末で 5,602 店となっています。

「適正な運用の担保」となるセンタ事業者（貯玉第三者管理）の役割を担う、J-NET は貯玉会員に安心してシステムを利用いただく為に、貯玉会員の利益保護を第一義として補償・清算対応ができる体制を整えています。

第三者貯玉保証管理制度による補償

第三者貯玉保証管理制度契約ホールが災害等の事由により経営破綻し、「会員の貯玉/メダルを払い戻す能力を失った場合」は貯玉補償基金が発動されて、会員の貯玉/メダルが補償されます。

補償についてはスケジュール、実施方法を事前にポスター、ご案内通知などで貯玉会員へお知らせいたします。

補償内容は基本的に貯玉数に応じて、現地補償とカタログでの補償となり、商品（カタログ掲載商品または一般雑貨等）で行われます。補償実施時には、「1人あたり契約ホールごとに、貯玉 25 万個、貯メダル 5 万枚」の補償上限が適用されます。

契約法人・ホールによる貯玉清算

第三者貯玉保証管理制度契約法人がホールを任意閉店する。または、経営戦略として貯玉/メダル・再プレーシステムを廃止・停止する場合があります。

この場合、契約法人・ホールが貯玉補償基金の発動を求めても、貯玉補償基金理事会が「当該法人には補償能力がある」と判断すると、基金の発動・補償がありません。よって、当該法人・ホールの責任で貯玉清算を行うこととなります。

ただし、このようなケースでも J-NET は、貯玉補償事務代行によって得た経験からホールに対して、諸々のアドバイスをを行い、適切な清算処理が実施され、ファン保護が図れるようにサポートしています。

第三者貯玉保証管理制度



第一義として
貯玉会員の保護

一般社団法人
貯玉補償基金



第三者貯玉保証管理制度
契約ホール



貯玉補償基金が発動されない場合の貯玉会員の保護

一般社団法人貯玉補償基金は規約等に則り、貯玉会員の貯玉/メダルの補償を実施します。
しかし、第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールに於いても、場合により規約等に定める条件が揃わず、貯玉補償基金が発動されない場合があります。

貯玉補償基金が発動されないケース

第三者貯玉保証管理制度契約法人がホールを自己閉店したり、貯玉/メダル・再プレーシステムを終了したりする場合等には、貯玉会員の貯玉/メダルの清算が必要です。

下記のケースのように貯玉補償基金理事会が該当契約法人・ホールに「清算能力がある」と判断した場合は、貯玉補償基金は発動されず、貯玉会員の貯玉/メダルの清算は契約法人・ホールの責任で行うこととなります。

■ 貯玉補償基金が適用されないケース

CASE 1

ホール営業は続けるが、貯玉/メダル・再プレーシステムを停止する

CASE 2

ホールを閉店する(自己閉鎖)

CASE 3

ホールを転売後、貯玉/メダルを清算する

J-NET のバックアップ

J-NET では、契約法人・ホールにおいて貯玉補償基金が発動されないケースでもファン保護を第一義と考え、清算業務の協力体制を整え、貯玉会員へ適切な処理が行えるように、バックアップいたします。清算にかかわる段取りの中で、J-NET が貯玉補償事務代行によって得た豊富な経験から、契約法人・ホールに対して諸々の適切なアドバイスをを行い、貯玉会員に不信感を抱かせず、貯玉/メダル・再プレーシステムが安心して利用できる環境の提供に努めています。

貯玉会員の利益保護

貯玉/メダルは貯玉会員の財産です。

破産、自己閉鎖、転売、システム停止等、如何なる事由においても貯玉会員の利益保護を第一義として考えなければなりません。

第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールの貯玉会員の貯玉/メダルは J-NET の第三者管理、一般社団法人貯玉補償基金による補償、そして、契約法人・ホールによる清算によって守られています。

ジャパンネットワークシステム株式会社
(略称: J-NET)

<http://www.j-net-sys.co.jp/>

TEL 03-5818-7743(代表)

編集担当/江崎